

広島県教育委員会規則第二号

広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月二十六日

広島県教育委員会

教育長 篠 田 智 志

広島県教育委員会組織規則及び広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則

(広島県教育委員会組織規則の一部改正)

第一条 広島県教育委員会組織規則(平成九年広島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																			
<p>第五條 (部の分課) (略)</p> <table border="1"> <tr> <th>部名</th> <th>課名</th> <th>係名</th> </tr> <tr> <td>管理部</td> <td>健康福利課</td> <td>福利調整係、健康管理係、保健</td> </tr> <tr> <td>学びの変革推進部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		部名	課名	係名	管理部	健康福利課	福利調整係、健康管理係、保健	学びの変革推進部	(略)	(略)	<p>第五條 (部の分課) (略)</p> <table border="1"> <tr> <th>部名</th> <th>課名</th> <th>係名</th> </tr> <tr> <td>管理部</td> <td>健康福利課</td> <td>福利調整係、健康管理係、短期給付係、長期給付係</td> </tr> <tr> <td>学びの変革推進部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		部名	課名	係名	管理部	健康福利課	福利調整係、健康管理係、短期給付係、長期給付係	学びの変革推進部	(略)	(略)
部名	課名	係名																			
管理部	健康福利課	福利調整係、健康管理係、保健																			
学びの変革推進部	(略)	(略)																			
部名	課名	係名																			
管理部	健康福利課	福利調整係、健康管理係、短期給付係、長期給付係																			
学びの変革推進部	(略)	(略)																			
<p>第六條 (管理部各課の分掌事務) (略)</p> <p>十一 総務課及び教職員課が所掌する職員 の定数及び職員の任免その他の人事、服 務(法第三十七条第一項に規定する県費 負担教職員(以下「県費負担教職員」と いう。)に係るものを除く。)、人事評 価(県費負担教職員については、法第四 十四条の規定による計画とする。)その 他身分取扱い(以下「人事管理等」とい う。)の総括に関すること。</p>		<p>第六條 (管理部各課の分掌事務) (略)</p> <p>十一 総務課及び教職員課が所掌する職員 の定数及び職員の任免その他の人事、服 務(法第三十七条第一項に規定する県費 負担教職員(以下「県費負担教職員」と いう。)に係るものを除く。)、勤務成 績の評定(県費負担教職員については、 法第四十六条の規定による計画とする。)その他身分取扱い(以下「人事管理等 」という。)の総括に関すること。</p>																			

<p>十二二十四 (略) 教職員課―文化財課 (略) 2・3 (略)</p> <p>(学びの変革推進部各課等の分掌事務) 第七条 (略) 学校経営課 (略) 教育改革課 一・二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>教育支援推進課―生涯学習課 (略)</p> <p>2 広島県教育委員会職の設置に関する規則(平成九年広島県教育委員会規則第五号。以下「職の設置規則」という。) 附則第四項の規定により置く個別最適な学び担当課長は、次に掲げる事務を分掌する。 一―四 (略)</p> <p>(各部の分掌事務) 第二十二條の五 (略) 総務部 一―五 (略)</p> <p>六 教員を除く職員の研修に関すること。 七 教育に関する研究機関及び研究団体との連携に関すること。 八 (略)</p> <p>企画部 一―四 (略)</p> <p>教科教育部―教育情報部 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 この教育委員会規則は、平成九年四月一日から施行する。 2 当分の間、職の設置規則附則第三項の規定により置く学校働き方改革推進担当課長は、学校の業務改善の総括に関する事務を分掌する。</p>	<p>十二二十四 (略) 教職員課―文化財課 (略) 2・3 (略)</p> <p>(学びの変革推進部各課等の分掌事務) 第七条 (略) 学校経営課 (略) 教育改革課 一・二 (略)</p> <p>三 学校の業務改善の総括に関すること。 四 (略)</p> <p>教育支援推進課―生涯学習課 (略)</p> <p>2 広島県教育委員会職の設置に関する規則(平成九年広島県教育委員会規則第五号) 附則第三項の規定により置く個別最適な学び担当課長は、次に掲げる事務を分掌する。 一―四 (略)</p> <p>(各部の分掌事務) 第二十二條の五 (略) 総務部 一―五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>企画部 一 教員を除く職員の研修に関すること。 二―五 (略)</p> <p>六 教育に関する研究機関及び研究団体との連携に関すること。 教科教育部―教育情報部 (略)</p> <p>附則</p> <p>この教育委員会規則は、平成九年四月一日から施行する。</p>
--	---

(広島県教育委員会職の設置に関する規則の一部改正)

第二条 広島県教育委員会職の設置に関する規則(平成九年広島県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則	附則

1・2 (略) 3 当分の間、本庁に学校働き方改革推進担当課長を置く。	4 (略) 5 (略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1780 263 1825 518">管理部教職員課 (略)</td> <td data-bbox="1780 518 1825 774">教員採用企画室長 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1736 263 1780 518">職員給与室長 (略)</td> <td data-bbox="1736 518 1780 774">職員給与室長 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1691 263 1736 518">学びの変革推進部 (略)</td> <td data-bbox="1691 518 1736 774">部活動改革推進室長 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1646 263 1691 518">豊かな心と体育成課 (略)</td> <td data-bbox="1646 518 1691 774">スクールソーシャルワーカースーパーバイザー (略)</td> </tr> </table>	管理部教職員課 (略)	教員採用企画室長 (略)	職員給与室長 (略)	職員給与室長 (略)	学びの変革推進部 (略)	部活動改革推進室長 (略)	豊かな心と体育成課 (略)	スクールソーシャルワーカースーパーバイザー (略)	6 第四項に規定する乳幼児教育・生涯学習担当部長は、事務職員をもって充て、教育長の命を受け、命ぜられた事務を総括し、及び整理する。
管理部教職員課 (略)	教員採用企画室長 (略)										
職員給与室長 (略)	職員給与室長 (略)										
学びの変革推進部 (略)	部活動改革推進室長 (略)										
豊かな心と体育成課 (略)	スクールソーシャルワーカースーパーバイザー (略)										
1・2 (略) 4 3 (略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1780 821 1825 1077">管理部教職員課 (略)</td> <td data-bbox="1780 1077 1825 1340">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1736 821 1780 1077">職員給与室長 (略)</td> <td data-bbox="1736 1077 1780 1340">職員給与室長 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1691 821 1736 1077">学びの変革推進部 (略)</td> <td data-bbox="1691 1077 1736 1340">全国高等学校総合体育大会推進室長 (略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1646 821 1691 1077">豊かな心と体育成課 (略)</td> <td data-bbox="1646 1077 1691 1340">スクールソーシャルワーカースーパーバイザー (略)</td> </tr> </table>	管理部教職員課 (略)	(略)	職員給与室長 (略)	職員給与室長 (略)	学びの変革推進部 (略)	全国高等学校総合体育大会推進室長 (略)	豊かな心と体育成課 (略)	スクールソーシャルワーカースーパーバイザー (略)	5 第三項に規定する乳幼児教育・生涯学習担当部長は、事務職員をもって充て、教育長の命を受け、命ぜられた事務を総括し、及び整理する。 6 第三項の職（乳幼児教育・生涯学習担当部長を除く。）及び第四項の職は、事務職員をもって充て、上司の命を受け、命ぜられた事務を整理する。
管理部教職員課 (略)	(略)										
職員給与室長 (略)	職員給与室長 (略)										
学びの変革推進部 (略)	全国高等学校総合体育大会推進室長 (略)										
豊かな心と体育成課 (略)	スクールソーシャルワーカースーパーバイザー (略)										

附 則

この教育委員会規則は、令和八年四月一日から施行する。